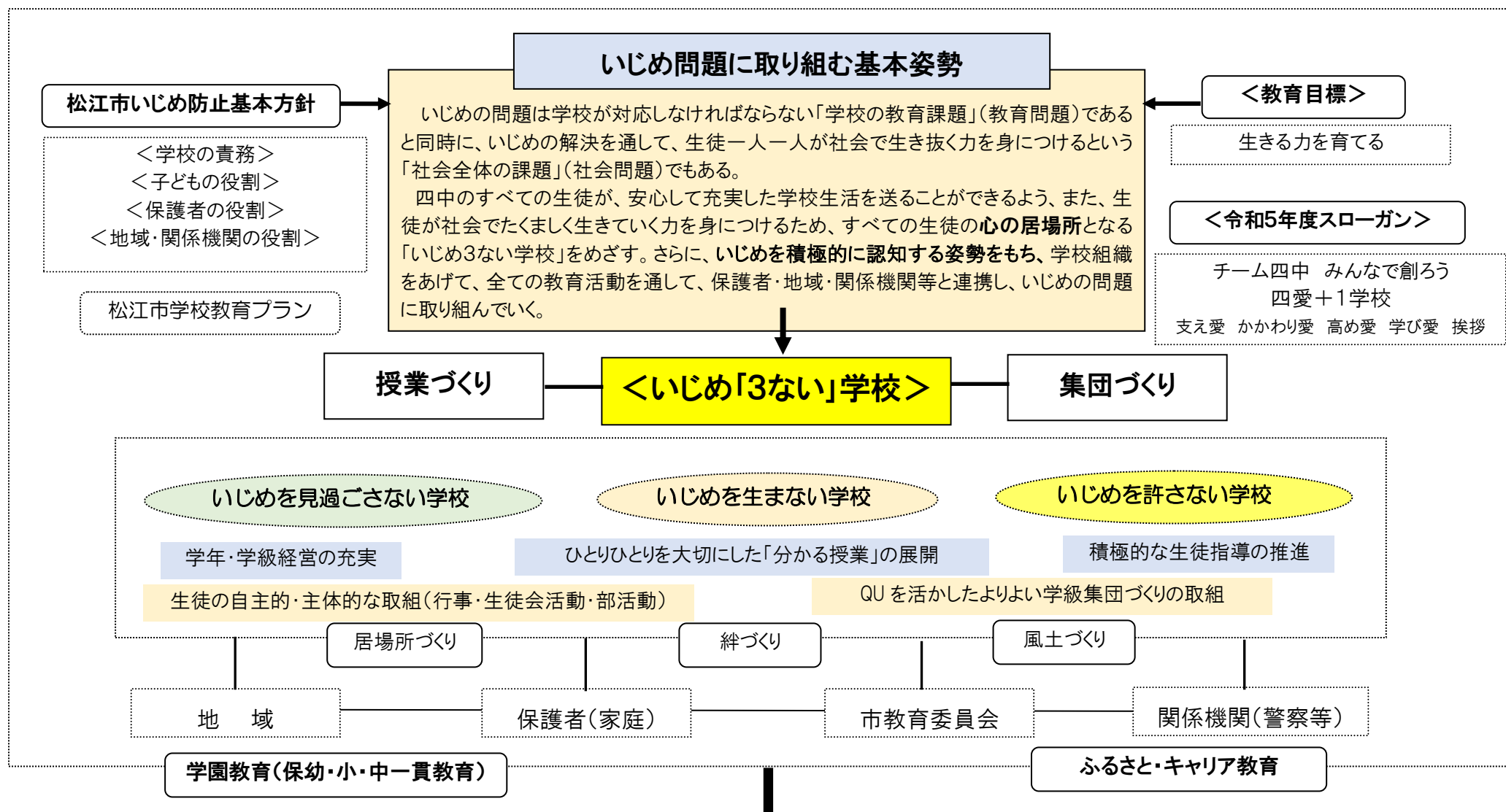


松江市立第四中学校 いじめ防止基本方針

～いじめ「3ない」学校(いじめを“見過ごさない”・“生まない”・“許さない”)をめざして～



【いじめの定義】

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係のある他の児童等が行う、心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象になった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

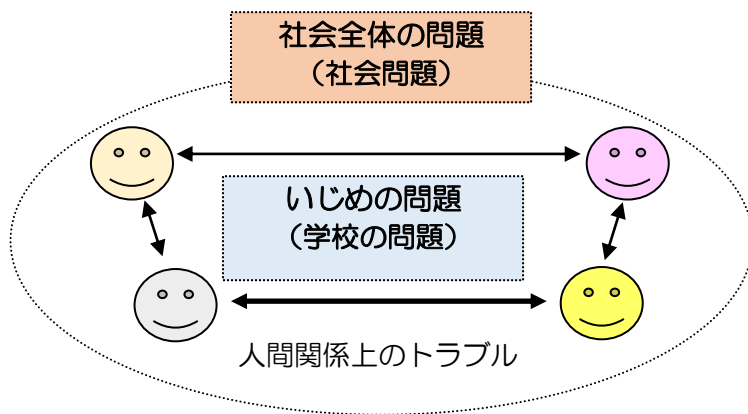
(平成25年 いじめ防止対策推進法 第2条 いじめの定義)



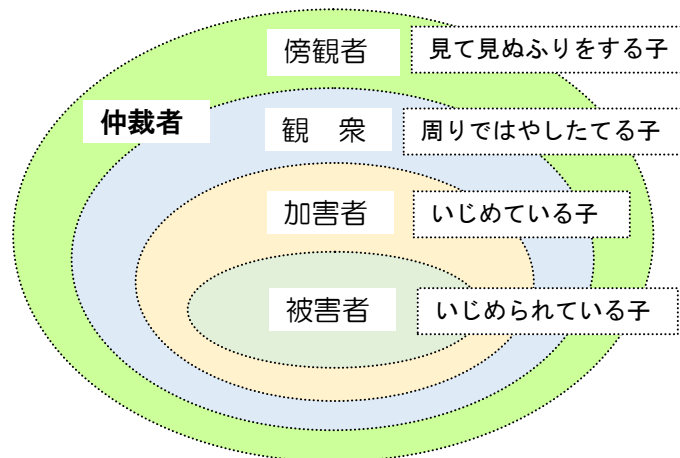
「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。

なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断を表面的・形式的に行うことなく、いじめられている児童生徒の立場にたって行うものとする。(H18年 文部科学省 いじめの定義)



【いじめの四層構造】



※ 傍観者や観衆の中から「仲裁者」を育てる

【いじめの問題についての基本認識】

- ◆いじめは、どの子どもにも、どの学級にも、どの学校にも起こり得る。
- ◆いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ◆いじめは、大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ◆いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ◆いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要の刑罰法規に接触する。
- ◆いじめは、教職員の生徒観や指導のあり方が問われる問題である。
- ◆教師は、いじめに容易に巻き込まれやすい(教師の醸し出す雰囲気や態度が大きな影響を与える)。
- ◆いじめは、発達期の子どもの心に甚大な影響を及ぼす。
- ◆いじめは、学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- ◆いじめは、加害者・被害者の二者関係だけで成立しているのではなく、観衆、傍観者の存在によって成り立っている。「いじめの四層構造」への対応が不可欠である。

◆いじめの早期発見の取組

- 日頃から教職員と生徒との信頼関係の構築に努める。
- 教職員が生徒の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さない認知能力を高める。
- 教職員間で情報を共有し、保護者や地域の方とも連携して情報収集に努める。

◆いじめの未然防止の取組

- 全教職員が愛情をもって生徒に接し、生徒ひとりひとりの自尊感情を育てる。
- 授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面で互いに認め合い、支え合い、高め合う仲間づくり・集団づくりをしていく。
- 命や人権を尊重し、豊かな心を育てる。

◆いじめへの早期対応の取組

- いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。
- いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先に、迅速な対応や指導を行う。
- 担任等がひとりで抱え込まず、学年及び学校全体で組織的に対応する。

＜教育活動・教育実践＞

学校のいじめ対応(早期対応)

<いじめ対応の心構え> さ・し・す・せ・そ

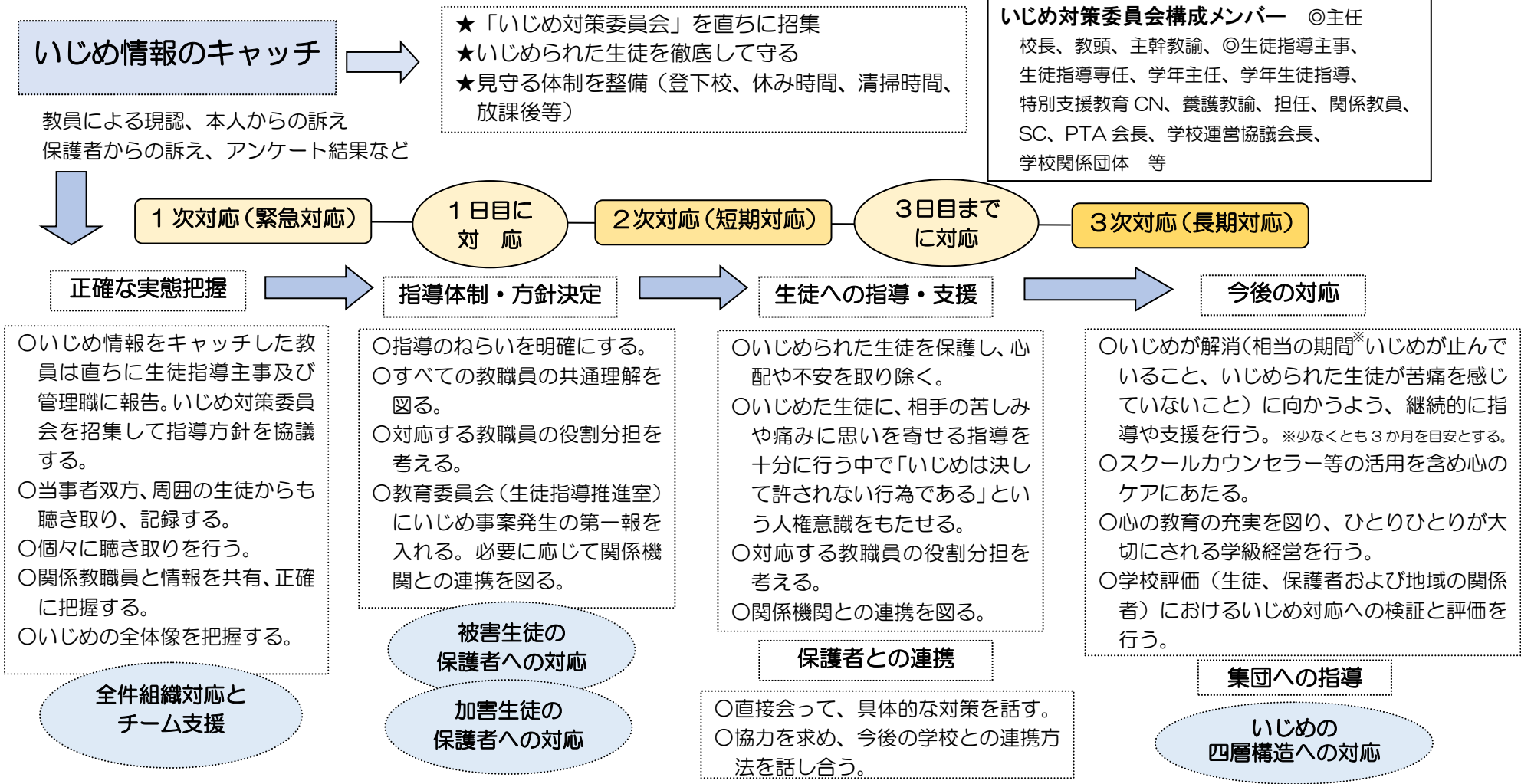
<いじめ対応の基本姿勢>

- ◆いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、**早期に適切な対応**をする。
- ◆**いじめられている生徒の苦痛を取り除くことを最優先**に、迅速な対応や指導を行う。
- ◆学級担任、教科担当等、一人で抱え込まず、**学年及び学校全体で組織的に対応**する。
- ◆いじめの再発を防止するための**日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。**

- さ 最悪を想定して
- し 慎重に
- す 速やかに
- せ 誠意をもって
- そ 組織をあげて

いじめ対応は
発見後3日間で勝負

<いじめ対応の基本的な流れ>



いじめ重大事態への対応

○対応の組織・・・調査主体が学校となった場合、外部の人材を含めたいじめ対策会議を招集し、教育委員会、法務専門官等の指導・助言を仰ぐとともに情報を適切に共有することで原因の究明と再発防止に資する。**また認定時・調査着手時・調査終了後に県を通じ、文科省に報告する。**

○保護者対応・・・被害生徒の保護者と加害生徒の保護者に、適切に情報や解決への指導方針が伝わり、支援協力体制が得られるようにする。

<ネット上のいじめ対応>

ネット上のいじめとは・・・

パソコンや携帯電話・スマートフォンを利用して特定の子どもの悪口や誹謗中傷等をインターネット上のWebサイトの掲示板などに書き込んだりメールを送ったりするなどの方法により、いじめを行うもの

<SNSから生じたいじめ>

Aさんが友達数人に限定したサイト(SNS)だからと安心して、Bさんの悪口を書き込みました。それをCさんがコピーして他の掲示板に書き込み、Bさんの知るところとなりました。その後、同掲示板にAさんへの誹謗中傷が大量に書き込まれました。

<動画共有サイトでのいじめ>

Aさんはクラスの数人からプロレス技をかけられていました。その様子は携帯電話でも撮影されていました。そして、過激な映像が注目されている動画共有サイトに投稿されました。

<インターネットの特殊性>

- 発信した情報は多くの人にすぐに広まる。
- 匿名でも書き込みをした人は特定できる。
- 違法情報や有害情報が含まれている。
- 書き込みが原因で思わぬトラブルを招き、別の犯罪につながる可能性がある。
- 一度流失した情報は回収することが困難であるだけでなく、不特定多数の者に流れたり、アクセスされたりする可能性がある。

「いじめ」の早期発見 ～保護者の視点から～

いじめを受けている生徒は、家庭など学校外において多くのサインを出している。いじめの早期発見のためには保護者の観察と協力が必要である。そこで、子どものサインをいち早く察知するため、保護者の観察の参考となる、「家庭用チェックリスト」を作成している。生徒の家庭での様子で変わったことや心配なことがあれば、担任や養護教諭など伝えやすい教職員に連絡・相談していただく。

また、**生命・身体・財産に重大な被害が生じるケースには教育的配慮と被害者の意向を配慮した上、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる必要がある。**

<学校以外の相談窓口>

- 松江市いじめ相談電話ホットライン (いじめホットライン) 55-5048
- 青少年相談室 (いじめ電話相談室) 21-7867
- 青少年支援センター 080-200-2700
- 人権男女共同参画課 (学校人権教育係) 55-5425
- こども家庭支援課 (新規) 55-5484
- 市民生活相談課 (伺います係) 55-5126
- ヤングテレフォン、けいさつ・いじめ110番 0120-786-719
- 松江地方法務局子どもの人権110番 0120-007-110
- 法務局子どもの人権 SOS ミニレーター 設置の手紙に記入して投函

<いじめのサインを見逃さないための家庭用チェックリスト>

1	理由のはっきりしない衣服の汚れや破れがみられることがある。
2	理由のはっきりしないあざやけが(殴られた跡)がある。
3	持ち物(学用品や所持品)がなくなったり、壊されたりしている。
4	家族との会話が減ったり、学校的话题を意図的に避けたりする。
5	ささいなことで怒ったり、家族に八つ当たりしたりすることが多くなった。
6	登校時間になると、体調不良を訴えることがよくある。
7	家庭から金品を持ち出したり、必要以上に金品を要求したりする。
8	友達や学級の不平・不満を口にすることが多くなった。
9	これまで仲のよかった友達との交流が極端に減った。
10	友達からの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。

【いじめの態様】

- 冷やかし・からかい・悪口・脅し文句等
- 仲間はずれ(仲間はずし) 集団による無視
- 軽い暴力(ぶつかる・遊ぶふりをして叩く、蹴る)
- ひどい暴力(ひどくぶつかる・叩く・蹴る)
- 金品をたかられる
- 金品を隠される・盗まれる・壊される・捨てられる
- いやなこと・恥ずかしいこと・危険なことをさせられる
- パソコンや携帯・スマホ等での誹謗中傷等

(文部科学省「問題行動等報告書」より)